

## 海陽町広報紙有料広告掲載取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町が毎月1回発行する広報紙「広報海陽」(以下「広報紙」という。)に掲載する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載の目的)

第2条 広報紙を広告媒体として有効活用することにより、町の新たな自主財源の確保を図るとともに、住民サービスの向上と地域経済の活性化に資することを目的とする。

### (広告掲載の範囲)

第3条 広告掲載ができるものは、行政広報の公共性及び品質を損なうおそれがないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
  - (2) 町の公共性、中立性又はその品位を損なうおそれのあるもの
  - (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
  - (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
  - (5) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
  - (6) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの
  - (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
  - (8) その他、広告掲載をすることが適当でないと町長が認めるもの
- 2 前項各号の掲げるもののほか、町税等の滞納があるものの広告は掲載できない。なお、広告の掲載中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

### (広告の条件等)

第4条 広告の条件は、次のとおりとする。

- (1) 掲載する広告の仕様及び掲載料は、次表のとおりとする。

種別	規格	サイズ	掲載料
1号広告	白黒	縦60mm×横85mm	5,000円
2号広告	カラー	縦60mm×横85mm	10,000円

- (2) 隣り合う複数の広告枠を合わせて一の広告とすることができる。
- (3) 広告の掲載位置は、原則として町が指定する位置とする。

### (広告掲載の優先順位)

第5条 掲載する広告の優先順位を決定する場合は、次のとおりとする。

- (1) 町内に事業所等を有するものの広告
  - (2) 前号に該当しないもの
- 2 前項の規定による優先順位を同じくする複数の申込みがあった場合は、原則として申込みの受付順とする。

### (広告の募集)

第6条 広告の募集は、町ホームページ及び広報紙への掲載、その他適当な方法により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、海陽町広報紙有料広告掲載申込書(様式第1号)に電子データ化した広告原稿を添えて、広告掲載を希望する広報紙発行月の前月初日までに町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、必要に応じて当該企業等の業務内容及び納税状況等がわかるものの提出を求めることができる。
- 3 同一申込者が申し込むことができる広告は、1回に発行する広報紙につき1件限りとする。
- 4 広告の掲載は1月単位とし、複数月の申し込みができるものとする。ただし、年度を越えて申し込むことはできない。

(広告掲載の決定)

第8条 町長は、前条に規定する申込書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、広告掲載の可否を決定するとともに、その結果を当該申込者に海陽町広報紙有料広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2号)により通知する。

- 2 町長は、必要があると認めるときは、申込者に広告の内容、デザイン等の修正を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

第9条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、町長が指定する期日までに広告掲載料を一括納付しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲載の変更等)

第10条 広告主は自己の都合により広告内容を変更しようとするとき又は広告掲載を取り下げるときは、広報紙発行日の15日前までに書面により申し出なければならない。

(広告掲載の取消し)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当した場合は広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に広告掲載に支障があると認めるとき
- 2 町長は、前項の規定による取消しを行う場合は、海陽町広報紙有料広告掲載取消通知書(様式第3号)により広告主に通知するものとする。
- 3 第1項の規定による広告掲載の決定の取り消しに伴い広告主に損害が生じることがあっても、町はその賠償の責めを負わない。

(広告掲載料の還付)

第12条 納付済みの広告掲載料は原則として還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当した場合は、広告を掲載しない月の掲載料を還付するものとする。

- (1) 第10条の規定により変更又は取り下げの手続きを行ったとき
- (2) 広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載ができなくなったとき
- (3) その他町長が相当の理由があると認めるとき
- 2 前項ただし書きにより還付する広告掲載料には利子を付さない。
- 3 本条の規定による広告掲載料の返還を受けようとする者は、海陽町広報紙有料広告掲載料還付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(広告主の責務)

- 第13条 広告主は、広告内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
- 3 広告原稿の作成に係る一切の費用は広告主の負担とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月10日から施行する。